電子提供措置の開始日2024年12月３日

第54期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

【事業報告】

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【計算書類】

株　主　資　本　等　変　動　計　算　書

個　　別　　注　　記　　表

上記事項につきましては、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社アミファ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備（いわゆる内部統制システムの構築）に関する基本方針について、取締役会において次の通り決議しております。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務の一般的な補助は経営企画室の使用人が担当し、必要に応じ、内部監査室長が監査等委員会の依頼する補助職務を監査等委員会の指示のもとに遂行する。なお監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

(2) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

使用人が監査等委員会の職務を補助するときは、監査等委員会の指揮命令に従うことを明確にする。そのために監査等委員会は、経営企画室担当取締役と当該使用人の職務遂行上の事項について調整を図るものとし、また、当該使用人の人事異動、評価等は監査等委員会との協議の下に行うことにより、補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性を確保する。

(3) 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対する報告体制については、監査等委員会と協議のうえ監査等委員会（又は、監査等委員会が選定する監査等委員。以下同様とする。）に報告すべき事項を文書で定め、会社の事業及び財産に関する状況、その他重要な事項及び必要な事項が直ちに監査等委員会に報告される運営を確立する。

監査等委員を事前相談制度及び内部通報制度の窓口の一つとするとともに、内部通報を所管する部門は監査等委員以外の窓口に通報された内容を監査等委員会に報告する。

取締役、使用人等がこれらの相談及び通報又は上記の報告をしたことにより、解任、解雇、その他いかなる不利益な取り扱いも受けないことを規定し、周知する。

監査等委員会はこれらの体制が適正に運用されるように常時監視・検証する。

(4) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行のために要する合理的な費用については、会社は監査等委員会の申請に基づき費用の予算措置を行い、その出費については監査等委員会が決定する。なお、緊急又は臨時に支出した監査等委員の職務の執行に係る費用については、事後に償還に応じる。

(5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び業務執行取締役等と監査等委員会との間で定期又は臨時に意見交換会を実施し、相互の意思疎通を密接にするとともに、討議を通じて会社の経営及び事業の状況や課題等について理解を深める。

監査等委員会の監査活動についても報告を行い、良好な監査環境の整備に努める。

監査等委員会が行う業務及び財産の状況の調査について協力する。

監査等委員が監査役協会等の主催する実務部会や研修会等に出席できるように取り計らい、その費用を負担する。

(6) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、その他業務執行の意思決定に係る重要な書類については、法令及び取締役会で定めた諸規程に基づき文書管理を行う。取締役からこれら重要な書類について閲覧要求があった場合には、直ちに提出する。

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報の保護及び開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスリスクについては、上記の体制のもとにその管理を行い、経営及び事業の遂行に伴うビジネスリスクについては取締役会で承認された「リスク管理規程」、「与信管理規程」等により対応する。重要なものは直ちに代表取締役、管理担当取締役及び監査等委員会に報告する。

大震災等の発生に備えて「事業継続計画（ＢＣＰ）」を定め、速やかに対応ができるように準備する。

当社は、生活必需品でない商品を取扱っていることから消費者の嗜好やライフスタイルの変化、さらには事業環境の変化が最大のリスクであると認識し、そのため、取締役会及び経営執行会議等において絶えずビジネスの環境と動向を把握し、必要な施策や対応をとる体制とする。

(8) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速で効率性の高い経営と事業の推進を図るために、執行役員制度を導入し、意思決定、監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する。

取締役会は、決裁基準を定め、取締役会が決定すべき重要な事項を除いて、業務執行取締役及び執行役員に業務の決定と実行を委ねる。なお、重要な業務の執行について会社全体として機動的に決定・実行するために、経営会議等の意思決定会議に執行役員を参加させる。また、「職務権限規程」を設けて各役職者の権限の明確化と委譲を図り、必要な統制と牽制を維持しつつ、迅速な業務の遂行を図る。

代表取締役は、会社の目標の達成に向けた業務執行の全体を統括し、監督する。

(9) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員を含む複数の独立社外取締役を設置することにより取締役の職務執行の監督・監査を行う体制を取り、コンプライアンスを重点に掲げた経営及び事業を推進する。会社全体に影響を及ぼす重要な事項は、取締役会において決定する。代表取締役及び業務執行取締役は、定期的に、また、必要に応じて、職務の執行状況を取締役会に報告する。

取締役会において「役員・社員行動規範」を制定し、役員及び社員が当該規範を遵守することの重要性について取締役は啓発する。また、社員が日常の事業遂行において法令等の遵守を確保できるように「商品関連法令遵守マニュアル」、「不正競争防止法遵守マニュアル」等の必要な手順書を策定し、部門長は、これらの手順書に従い適正な業務が遂行されるように監督する。

反社会的勢力に対しては「関係を一切持たない」ことを役員・社員行動規範に定め、全社員に徹底し、そのための具体的な対応指針及び手続きを定める。(注)

会社は、取締役、内部監査部門長等による事前相談制度を設けて、社員が様々な問題について相談できる体制を構築する。

内部通報制度（社内及び社外ホットライン）を設置し、内部者情報が適切に通報される体制を設ける。通報があったときは、通報者が不利益を被らないように保護し、通報内容については適正に対応する。

（注）反社会的勢力排除に係る基本方針及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に係る基本方針を定め、「市民社会の秩序や安全に脅威を与えるなどの、違法行為を行う個人及び団体とは関係をもたないこと。このような個人及び団体からの金品や役務の要求には一切応じないこと」を宣言する。社内に統括する責任者を任命し、情報の集約化を図るとともに、対応マニュアルの整備等を行っている。地元警察署との連携を図り、反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令等に従い財務報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する当事業年度の主な取り組みは、次の通りであります。

(1) 監査等委員会の監査の実効性確保

監査等委員は、会計監査人・内部監査室との間で、それぞれ年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど相互に連携を図るとともに、取締役会・経営会議等重要な社内会議に出席し、適宜必要な意見を述べています。また、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧するとともに、代表取締役と定期的に意見交換会を開催し、相互の意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図りました。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

監査等委員会の指揮の下に、内部監査室が年間内部統制監査計画に基づく業務監査を行い、各組織の職務執行状況を適正性・適法性の面からチェック・評価し、その内容について監査等委員会は定期的に報告を受け、確認をしました。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

取締役会議事録、決裁書、会計帳簿その他の重要情報を記録した文書については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理しています。

(4) 損失の危険の管理

取締役会において、リスク管理に関する全社の取り組み方針を審議するとともに、当事業年度における各組織の重点リスクへの取り組み方針、対策の進捗状況について確認を行いました。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を年20回開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の審議・決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況の確認を行いました。また、経営執行会議を14回開催し、重要事項について審議を行いました。

(6) 財務報告の適正性の確保

代表取締役及び監査等委員会が承認した内部監査室の年間計画に基づき、各組織の財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する評価を実施し、監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告しました。

（参考）当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図

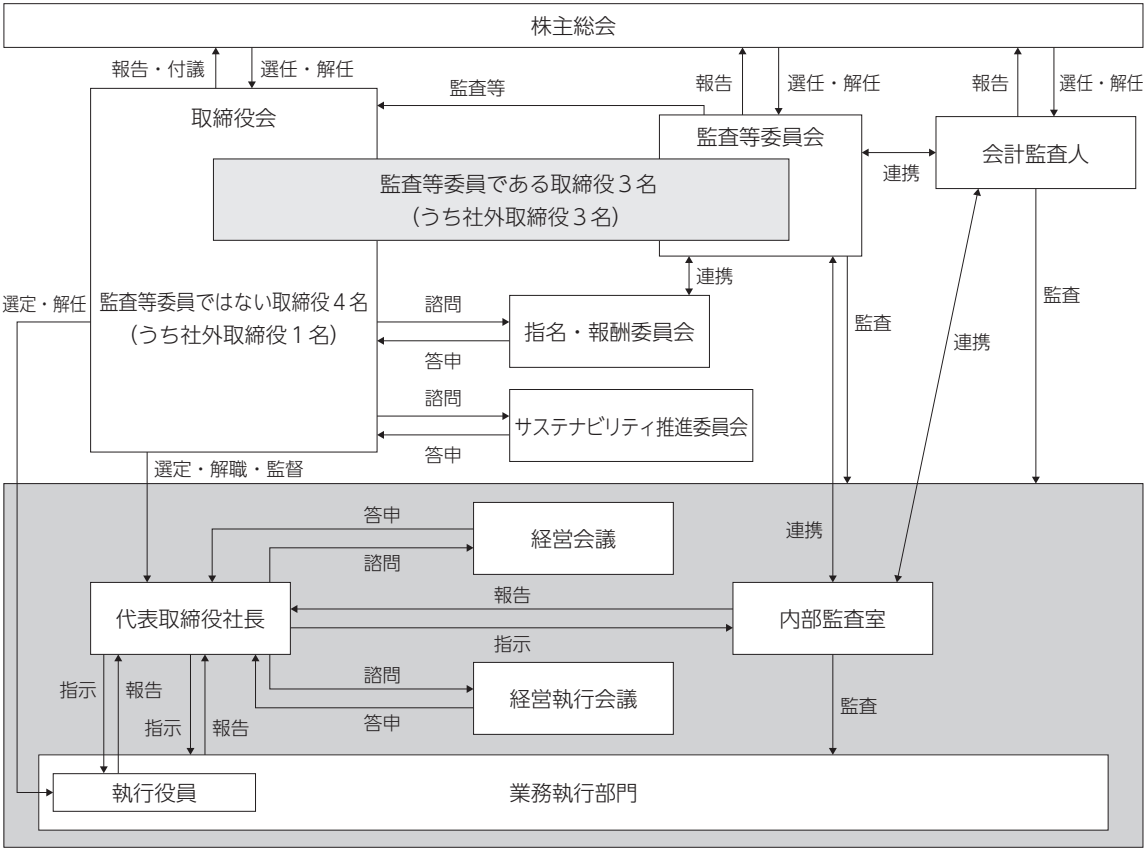

株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	37,220	5,220	268,248	273,468	8,000	400,000	1,783,510	2,191,510	△157,231	2,344,967
当期変動額										
剰余金の配当							△71,878	△71,878		△71,878
当期純損失（△）							△283,924	△283,924		△283,924
自己株式の処分			118	118					15,480	15,598
自己株式の取得									△15	△15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	118	118	－	－	△355,803	△355,803	15,464	△340,220
当期末残高	37,220	5,220	268,366	273,586	8,000	400,000	1,427,707	1,835,707	△141,766	2,004,746

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	47,737	47,737	2,392,704
当期変動額			
剰余金の配当			△71,878
当期純損失（△）			△283,924
自己株式の処分			15,598
自己株式の取得			△15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△169,007	△169,007	△169,007
当期変動額合計	△169,007	△169,007	△509,228
当期末残高	△121,270	△121,270	1,883,476

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ　　時価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備	３年～15年
車両運搬具	２年～６年
工具、器具及び備品	３年～13年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

・商標権　　10年間の定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

② 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に卸売又は製造による販売であり、これらの収益は、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、国内の販売において、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

取引の対価は商品の引渡し後、概ね１か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動のリスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…商品輸入による外貨建予定取引
③ ヘッジ方針	当社の内規であるデリバティブ規定に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

２．会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額　　棚卸資産　2,056,949千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では棚卸資産は、取得原価と事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。ただし、営業循環過程から外れた在庫については、収益性の低下の事実を反映するように、一定の販売予想期間を超える場合は規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。なお、在庫回転期間が高水準となっている特定の商品については、直近の販売状況を考慮して、評価減を実施しました。

当社の商品はライフスタイル雑貨であり、世間のトレンドや消費者の嗜好にマッチしたデザインに特徴を有します。トレンドや嗜好は時の経過につれて変動するため、販売予想期間が長くなると一定割合で収益性が低下するとの仮定に基づき、営業循環過程から外れた在庫については規則的に帳簿価額を切り下げております。しかし、トレンドや嗜好は経営者がコントロール不能な要因によって大きく変動する可能性があり、直近の販売実績や廃棄処分の実績に照らして、収益性の低下の事実が商品に係る在庫の評価に適切に反映されないリスクがあります。

また、営業循環過程から外れた在庫の中に、一定の販売予想期間を超えるものであっても、今後の需要予測及び販売可能性を踏まえて取得原価により評価されているものもあるため、経営者による当該需要予測及び販売可能性には不確実性を伴います。

このような判断や仮定を伴う見積りは、個人消費の動向などによって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　200,506千円

（2）当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次の通りであります。

当座貸越極度額の総額	3,500,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	3,200,000千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,235,000株

（2）当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	240,049株	216,439株

（注）普通株式の自己株式数の増減は、自己株式処分による減少23,634株及び単元未満株式の買取による増加24株であります。

（3）剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年11月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	71,878	24	2023年９月30日	2023年12月５日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年11月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	72,445	24	2024年９月30日	2024年12月6日

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,483千円
減価償却費超過額	2,867千円
棚卸資産評価損	93,947千円
退職給付引当金	12,211千円
役員長期未払金	87,974千円
未払事業税	183千円
未払費用	2,372千円
未払金	2,192千円
税務上の繰越欠損金	20,642千円
繰延ヘッジ損益	64,130千円
その他	5,339千円
繰延税金資産小計	298,344千円
評価性引当額	△199,849千円
繰延税金資産合計	98,494千円
繰延税金資産の純額	98,494千円

6．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。卸売業の特性として商品の調達に係る資金が先行するため、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主にオフィスの賃貸借契約におけるものであり、賃貸先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

役員長期未払金は、役員退職慰労金制度の打切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした主として先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、担当部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、取引相手の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

当社は、借入金に係る金利変動について、月次単位で管理資料の作成を行い、急激な金利変動がないか管理を行うことにより金利変動リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた稟議規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における売上債権のうち、金額上位４社が全体の93%を占めております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	48,904	41,240	△7,663
資産計	48,904	41,240	△7,663
長期借入金	500,266	500,266	－
役員長期未払金	254,335	254,335	－
負債計	754,601	754,601	－
デリバティブ取引 通貨関連	△185,400	△185,400	－

(注)「現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金」については、現金であること、及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引 通貨関連	－	△185,400	－	△185,400

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	41,240	－	41,240
資産計	－	41,240	－	41,240
長期借入金	－	500,266	－	500,266
役員長期未払金	－	254,335	－	254,335
負債計	－	754,601	－	754,601

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価については、為替レート等の観察可能なインプットに基づいて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、将来の発生が予想される原状回復費用見込額を控除した金額を、国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、借入条件が変動金利によるもののため、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

役員長期未払金

役員長期未払金の時価は、個人の退任時期を見積もることが困難なため、取締役任期（１年）を退任時期として、国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7．収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を分解した情報）

当社は、ライフスタイル雑貨の企画・製造仕入・卸販売を主な事業としており、販売先は国内の100円ショップを主とした国内外の小売業者や卸売業者であります。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

（千円）

ワンプライス商品	8,119,932
プチプライス商品	482,197
顧客との契約から生じる収益	8,602,129
外部顧客への売上高	8,602,129

（収益を理解するための基礎となる情報）

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報）

（1）契約負債の残高等

（千円）

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	722,985
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	679,493
契約負債（期首残高）	101
契約負債（期末残高）	90

契約負債は、商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、貸借対照表上流動負債その他に含まれております。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たりの純資産額	623円96銭
（2）１株当たりの当期純損失（△）	△94円20銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。